

5練福支第200号
令和5年5月12日

介護サービス事業者 各位

練馬区高齢施策担当部
高齢者支援課長 阿部 卓也
(公印省略)

令和5年度第Ⅰ期東京都主任介護支援専門員更新研修の実施について (練馬区推薦基準等)

日頃より練馬区の高齢者福祉施策にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

東京都福祉保健局より、令和5年5月12日付5福保高介第165号「令和5年度第Ⅰ期東京都主任介護支援専門員更新研修の実施について」(以下「通知」という。)が一斉発送されました。

更新研修の受講を希望される方は、下記をご確認のうえお申込み下さい。

記

1 区における更新研修受講者の推薦基準について

通知に基づき、提出される申込書および書類一式の審査を行います。

区から東京都への推薦にあたっては、介護支援専門員の有効期間満了日までの期限が短い方を優先することを基本とします。

2 受講対象者「(2) ウ主任介護支援専門員としての資質向上要件(ア)」(通知P.4)の研修について

該当する研修については、別紙1の参考例をご確認ください。

※別紙1以外の研修については、国、東京都、都内の区市町村、都内の地域包括支援センター、東京都国民健康保険団体連合会、東京都社会福祉協議会、区市町村社会福祉協議会および介護支援専門員等の職能団体が開催する介護支援専門員を対象とした研修でなければ該当しませんので、ご注意ください。

なお、職能団体の定義については、通知のP.4の※11をご確認ください。

※別紙1の研修、別紙1以外の研修のいずれであっても、原則、研修受講証明書の写しをご提出ください。

また、研修名から介護支援専門員向けの研修であることが分かりづらい場合

のみ、研修当日の次第等の写しを添付してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響による研修中止等のため、令和元年度および令和2年度において研修受講回数が「ウ(ア)」を満たさない場合でも区から東京都への推薦ができる場合もありますので、P. 6 (エ) ※18をご確認ください。その場合、別紙2の提出も必要となります。

3 東京都介護支援専門員研修の講師又はファシリテーターを行った実績がある者について

講師又はファシリテーターの経験が毎年度1回以上あることをいいますが、新型コロナウイルス感染症の影響による研修中止等のため、令和2年度において講師やファシリテーターの経験を満たさない者で、講師又はファシリテーターの経験が令和2年度以外（令和5年度主任更新研修対象者の場合、主任研修又は主任更新研修終了日の属する年度の翌年度から令和元年度までの期間、および令和3年度、4年度）に毎年度1回以上ある者については、要件に該当するものとします。P. 6 (エ) ※17をご確認ください。その場合、別紙2の提出も必要となります。

4 区が認める要件について

(1)受講対象者「(2) イ主任介護支援専門員としての実践要件(ク)」(通知P. 4)について

区が実施した「練馬区ケアマネジメント体制強化事業」について、介護支援専門員に対して育成支援を行うことができる者を練馬区が認める要件とします。

- ①「介護支援専門員地域同行型研修」にアドバイザーとして参加した者
- ②「質の向上ガイドラインのリーダー研修」において企画・運営を担った者

※ただし、本研修への参加を「(2) イ主任介護支援専門員としての実践要件(ク)」の実績とした場合、受講対象者「(2) ウ主任介護支援専門員としての資質向上要件(ア)」(通知P. 4)の実績として用いることはできません。逆も同様です。)

- ③ 練馬区（介護保険課）が実施するケアプラン点検の協力者として、ケアプラン点検を行った実績がある者
- ④ 練馬区主催の質の向上ガイドライン研修（基礎）の講師を行った実績がある者

※参加された方に対しては、すでに練馬区より各証明書が交付されています。

※直近の更新研修の申請以後のものが、該当します。

(2)研修修了日の属する年度の考え方

令和5年度第I期東京都主任介護支援専門員更新研修については、次の年月日を基準日とする。

基準日：令和5年5月1日

(3)受講対象者「(2) ウ主任介護支援専門員としての資質向上要件（オ）」（通知P. 7）について

① 「練馬福祉人材育成・研修センター」が実施する介護支援専門員向けの研修を受講したことを、区が認める要件とします。

ただし、受講対象者「(2) ウ主任介護支援専門員としての資質向上要件の（ア）」の、研修受講回数と合わせて、上記(2)で定める規定回数を満たすことを条件とします。

② 主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修の修了者であって、やむを得ない事情（病気、出産、育児、介護）により、「(2) ウ主任介護支援専門員としての資質向上要件の（ア）」の毎年度4回以上の要件を満たすことができない場合は、年平均4回以上または当該期間の属する年度を除き毎年度4回以上あるなど、「毎年度4回以上」と同等程度、研修等に参加していることを、区が認める要件とします。

※ただし、やむを得ない事情は、病気、出産、育児、介護に限ります。

【例】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	考え方
0回 (休業)	4回	4回	休業期間の属する令和2年度を除くと毎年度4回以上であるため、要件として認める

5 申込書の提出上のご注意

(1) 所属している法人（または事業所の管理者）に、提出される申込書および書類一式を確認していただいたうえ、申込書に管理者の署名をお願いいたします。

(2) 受講対象者「(2) イ主任介護支援専門員としての実践要件」（通知P. 2について）」

(ア)～(ク)の複数の区分で実績がある場合は、各区分それぞれ1回分ずつ証明書類を提出してください。

【例】

区分	実績回数	証明書類
(イ)	2回	1回分
(オ)	1回	1回分
(キ)	2回	1回分

- (3) 受講対象者「(2) ウ主任介護支援専門員としての資質向上要件」を(ア)として提出する場合、通知のP.5の※15「ただし、要件確認の証明書等は、～」に記載のあるとおり、申込年度の前年度の1か年分(4回分)の受講証明書の写しを提出してください。(東京都への提出用)

また、上記4回分を含め、「(2) ウ主任介護支援専門員としての資質向上要件の(ア)」で定める規定回数を満たす受講記録を、通知の別記様式2の「東京都主任介護支援専門員更新研修 研修受講履歴一覧」に記載のうえ、受講証明書の写し全てを提出してください。(上記4回分以外の受講証明書の写しは、練馬区確認用)

※令和元年度および令和2年度において回数を満たさない場合の取り扱いはP.6 (エ) ※18のとおりとなります。ご確認ください。

6 練馬区公式ホームページへの掲載

5月12日に、次の書類等を練馬区の公式ホームページに掲載いたしますので、必ずご確認ください。

また、申込書と一緒に提出される各種証明書等の書式は、練馬区公式ホームページに掲載してある練馬区様式をご活用ください。

- (1) 令和5年度第Ⅰ期東京都主任介護支援専門員更新研修の実施について
(練馬区推薦基準等)
- (2) 各種証明書等の練馬区様式
- (3) 東京都福祉保健局から発送された「令和5年度第Ⅰ期東京都主任介護支援専門員更新研修の実施について」の通知
- (4) 「東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱」
- (5) 介護支援専門員・主任介護支援専門員更新研修費助成 等

※練馬区公式ホームページの掲載場所

事業者向け → 事業者向け情報 → お知らせ一覧(事業者向け)
「令和5年度第Ⅰ期東京都主任介護支援専門員更新研修の実施について」

7 練馬区への提出書類

書類は、(1)～(8)の順番で揃えてください。

- (1) 令和5年度第Ⅰ期 東京都主任介護支援専門員更新研修受講申込書
(届出様式 主更-1)

※申込書の事業所管理者氏名欄は、管理者により申込書等の提出書類一式を確認のうえ、署名が行われていること。

- (2) 介護支援専門員証の写し
- (3) 主任介護支援専門員研修 修了証書の写し
- (4) 令和5年度第Ⅰ期 東京都主任介護支援専門員更新研修 従事者一覧(届出様式 主更-2)

- (5) 通知P. 2イ「主任介護支援専門員としての実践要件」 各証明書
※実践要件の各種証明書は、写しではなく、必ず原本をお送りください。（令和4年度につきましては、実践要件は(ア)～(ケ)のいずれかの1つの提出としてください。）
- (6) 通知P. 4ウ「主任介護支援専門員としての資質向上要件」 各証明書または書類
※資質向上要件の各証明書または書類は、写しで結構です。（資質向上要件は、(ア)～(オ)のいずれかの提出で結構です。）
- (7) 該当する方は、「別紙2」をご提出ください。
- (8) 通知P. 4ウ「主任介護支援専門員としての資質向上要件」を(ア)で提出する場合
東京都主任介護支援専門員更新研修 研修受講履歴一覧（別記様式2）
※令和4年度から開催日の直近日順で記入し、研修受講証明書の写し等を添付してください。

8 書類の提出にあたってのお願い

区に提出する上記6の各種書類は、ホッチキス止めしないでください。
また、関係する書類の束は、クリップ止めで提出してください。

9 練馬区への申込書および書類一式の提出期限

令和5年6月2日（金） 必着

※〒176-8501
練馬区豊玉北6-12-1
練馬区役所高齢施策担当部 高齢者支援課地域包括支援係

※練馬区への提出は、郵送でのみにてお願いいたします。
※ご不明な点やご相談がある場合は、下記担当までお問合せください。

10 研修受講料の助成について

研修受講料の一部について、区が助成する事業を行っています。

研修受講修了証が発行されましら、練馬区高齢施策担当部介護保険課管理係にて手続きを行ってください。

担当 練馬区高齢施策担当部高齢者支援課地域包括支援係
溝渕・金澤・加藤
03-5984-1187（直通）